

## 足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業（足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱（29足保生発第2119号平成30年1月4日衛生部長決定。以下「対策事業実施要綱」という。）の規定に基づき、ハクビシン及びアライグマ（以下「対象動物」という。）の防除を実施する事業（以下「対策事業」という。）の一環として、対象動物が建築物の屋内に侵入することを防ぐために実施する侵入口の閉塞作業に係る工事費用の助成を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象建築物)

第2条 この要綱に基づく助成金（以下「本助成金」という。）の対象とする建築物は、本助成金の申請を行う日から6か月以内に実施した対策事業実施要綱第5条の規定に基づく現地調査により、対象動物の屋内への侵入口が確認された区内に存する建築物（以下「対象建築物」という。）とする。ただし、当該年度内に既に本助成金を利用して工事を行った建築物はこの限りでない。

### (助成対象者)

第3条 本助成金の対象者は、対策事業を利用した、対象建築物の所有者又は管理者とする。ただし、当該年度内に既に本助成金の申請を行った者はこの限りでない。

### (助成対象経費)

第4条 本助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象動物が対象建築物の屋内に侵入することを防ぐために実施する侵入口の閉塞作業に係る工事費用とする。なお、消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税の合計額に相当する額をいう。）は含まない。

2 前項に規定する工事は、公益社団法人日本ペストコントロール協会の会員である事業者が行ったものでなければならない。

### (助成額の上限)

第5条 本助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の額とする。ただし、一回の工事に当たり100,000円を上限とする。

### (助成金の申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事契約締結前に、足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書等、助成対象経費の予定金額及び工事を施工する事業者（以下「工事施工事業者」という。）が確認できる書類

(2) 工事施工前の現場写真

(3) その他区長が必要と認める書類

### (助成の決定)

第7条 区長は、前条の規定により本助成金の申請があった場合、提出された書類等を審査の上、助成の可否を決定し、足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成決定通知書（第2号様式）により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

### (権限の委任及び助成金の交付方法)

第8条 前条の規定により助成が決定された申請者（以下「助成決定者」という。）は、委任状（第3号様式）に必要事項を記載し、区長へ提出しなければならない。

2 本助成金の交付方法については、受領委任払い方式によるものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により、本助成金に係る権限を受任した事業者（以下「受任事業者」という。）は、工事完了後の区長が定める日までに、足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し等、助成対象経費の金額が確認できる書類
- (2) 工事施工前及び施工後の現場写真
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により実績報告がなされた場合、提出された書類等を審査の上、助成することが適当と認めるときは、本助成金の額を確定し、足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成額確定通知書（第5号様式）により、受任事業者に対し、速やかに通知するものとする。

(助成金の請求及び支給並びに受領の代理)

第11条 受任事業者は、前条の規定により本助成金の額が確定した場合、区長に対し、速やかに請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により本助成金の請求があった場合、受任事業者に対し、速やかに本助成金を交付するものとする。

(申請の取下げ等)

第12条 申請者が第6条に係る申請を取下げるとき若しくは助成決定者が工事を取止めるとき又は本助成金の交付を辞退するときは、区長に対し、足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成申請取下げ等届（第7号様式）により届出なければならない。

(助成決定の取消し)

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成決定の一部又は全部について取消することができる。この場合において、第10条の規定により助成額の確定の決定があった後も同様とする。

- (1) 偽りその他の不正な方法により、助成の決定又は助成金を受けたとき。
- (2) 工事着手前に、助成決定者が死亡したとき。
- (3) 工事着手前に、工事施工事業者が第4条第2項の協会の会員でなくなったとき。
- (4) 前条の規定により、申請者及び助成決定者から申請の取下げ等の届出があったとき。
- (5) その他助成を行うことが不相当と区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成決定を取消した場合、足立区ハクビシン・アライグマ屋内侵入口閉塞工事費用助成決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に対し通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成決定の取消しを行った場合において、既に本助成金を交付しているときは、受任事業者に対し、当該取消しのあった部分について、期限を定めて本助成金の返還を求めるものとする。

2 受任事業者は、前項の規定により本助成金の返還を求められたときは、区長が定める期間内に、当該助成金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 助成決定者は、本助成金に係る工事により効用の増加した対象建築物については、次項に規定する処分制限期間を経過するまで、区長の承認を受けずに本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 処分制限期間は、対象建築物の築年数から、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の

処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）別表に定める処分制限期間を引いた年数とする。ただし、その年数が5年を下回るときは5年とする。

- 3 区長の承認を受けて第1項に規定する対象建築物を処分することにより収入があった場合には、区長は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による（ただし、第19条及び第20条に係る違約金の規定を除く。）。

- 2 この要綱による助成は、予算の範囲内で行うものとする。

付 則（5足足保生発第1998号令和5年10月20日足立区長決定）

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

付 則（5足足保生発第3255号令和6年2月20日足立区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（7足足保生発第3841号令和8年3月24日足立区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に、改正前の足立区ハクビシン・アライグマの住宅への侵入口閉塞作業に係る工事費用助成事業要綱の規定によってした申請に係る助成事業の実施については、なお従前の例による。